2. ウッディヒル矢上地区整備計画区域

別表第2.用途の制限(第4条関係)

(7) 地区	(イ) 建築してはならない建築物		
. ,			
ウッディヒル矢上地区	次に掲げる建築物以外の建築物		
	(1) 住宅(長屋を除く。)		
	(2) 兼用住宅でその他の用途が次のアから力までのいずれかに該当する		
	もの		
	ア 事務所		
	イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店		
	ウ 理髪店、美容院、質屋、貸衣装屋、貸本屋、出力の合計が0.2キロ		
	ワット以下の原動機を使用する洋服店、出力の合計が0.75キロワット		
	以下の原動機を使用する畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店そ		
	の他これらに類するサービス業を営む店舗		
	エ 出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用して自家販売のた		
	めに食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐		
	屋、菓子屋その他これらに類するもの		
	オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設		
	カ 出力の合計が0.2キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工		
	芸品を製作するためのアトリエ又は工房		
	(3) 集会所		
	(4) 前3号の建築物に附属する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下		
	で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である平家建物置又は軒		
	の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が40平方メートル以		
	内である自動車車庫等		

別表第3.容積率の最高限度(第5条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の容積率の最高限度
ウッディヒル矢上地区	10分の10 (集会所を除く。)

別表第4.建蔽率の最高限度(第6条関係)

(7) 地区	(イ) 建築物の建蔽率の最高限度
ウッディヒル矢上地区	10分の5 (集会所を除く。)

別表第5.敷地面積の最低限度(第7条関係)

(7) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
ウッディヒル矢上地区	160 平方メートル

別表第6.壁面の位置の制限(第8条関係)

(7) 地区	(1) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
ウッディヒル矢上地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物
		又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの
		ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3
		メートル以下であるもの
		イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合
		計が5平方メートル以内である平家建物置
		(2) 軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合
		計が40平方メートル以内である自動車車庫等

別表第7.高さの最高限度(第9条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
ウッディヒル矢上地区	10 メートル

別表第8.各部分の高さの最高限度(第10条関係)

(ア) 地区	(1) 数值	(ウ) 数値
ウッディヒル矢上地区	1.25	5 メートル

別表第9.屋根の形状の制限(第11条関係)

(7) 地区	(イ) 建築物の屋根の形状	
ウッディヒル矢上地区	切妻造、寄棟造、入母屋造その他これらに類する勾配のある屋根	

別表第10.へいの構造の制限(第12条関係)

(7) 地区	(イ) 建築物に附属するへいの構造	
ウッディヒル矢上地区	コンクリート造、コンクリートブロック造、石造その他これらに類する	
	もの以外のもので、高さが0.8メートル以下で、かつ、透視可能なもの	